

2021年12月21日

大阪府知事

吉村 洋文 様

自治労大阪府職現業労働組合

執行委員長 仲谷 文夫

## 勤務・労働条件及び職場環境等に関する要求について

日頃の地方自治確立に向けた取り組みと、大阪府と府現労における現業職のあり方について真摯に議論を重ねてきた当局の対応に敬意を表します。

私たち自治労大阪府職現業労働組合に結集する組合員は、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行すべく日々奮闘致しております。

地方分権の下での自治体に求められるものは、地域に密着し、多様化する住民のニーズに即応できる柔軟性を備え、地域の実態に即した政策を展開することです。現場の最前線で働く私たち現業職員の持つ専門性、蓄積されたノウハウが組織運営ならびに、直接的な公共サービスとして必要不可欠です。

公務員としての総合性を継続的に研鑽することを前提に、現業職場の持つ専門性をいかんなく発揮し、府民福祉・公共サービスの向上に寄与すべく職務に邁進できる現業職場確立と自らの労働条件について下記の要求を行いますので誠意をもって対応されたい。

### 記

#### I 勤務・労働条件等に関すること

1. 従前からの労使慣行を厳守し、勤務・労働条件の改変にあたっては、事前協議制を尊重して遅滞なく協議を行い、一方的実施は行わないこと。
2. 現業職員のもつ地公法上の団体交渉権、協約締結権を尊重するとともに、交渉で確認した事項を遵守すること。  
《要望事項》地方独立行政法人大阪産業技術研究所と自治労大阪府立産業技術総合研究所労働組合及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と自治労大阪府立環境農林水産研究所労働組合の勤務・労働条件等の協議が誠実に行われるよう協力すること。
3. 技能労務職給料表を大幅に改善すること。技能労務職給料表3級の水準を他府県並みに引き上げること。
4. 技能労務職給料表2級及び3級の最高号給での滞留問題を解消すること。
5. アウトソーシング、新規事業計画や業務量増など勤務・労働条件の変更等については、各職場の労使協議結果をもとに、単組団体交渉で最終的に合意を得ることが原則である。合意妥結までの間に、勤務・労働条件等について見切り発車がないよう対応すること。
6. 各職場における業務執行上、労基法に抵触する事案が発生した場合及びコンプライアンス違反などが危惧される場合は、速やかに適正な業務執行が行われるよう勤務・労働条件の改善を図ること。

7. 現業職員の定年延長の運用にあたって、勤務・労働条件及び職場環境に変更が生じる場合は事前協議すること。
8. 再任用制度の運用にあたって、勤務・労働条件については関係職場の状況等を踏まえ適切に対応すること。
9. 現業職員の「労働に関する安全」と健康管理に留意した勤務・労働条件の改善を図ること。
10. 人事評価制度はアンケート等により絶えず検証を行い、制度の趣旨に沿うよう実施することはもとより、人事評価制度そのもののあり方を検討するなど、労働条件の改善を図ること。
11. 36 協定及び労働基準法第 33 条第 3 項の趣旨の徹底など、実効ある時間外勤務の縮減策を講じること。
12. 「技能労務業務のあり方に関する基本的な考え方」による職の確立や、「業務の継承」という意義を踏まえ、現業職員による質の高い公共サービスを実施するべく業務実態を把握し、実態に適した処遇改善、並びに新規採用等による業務実態に即した人員配置を講じるなど、勤務労働条件の改善を図ること。
13. 過重労働防止に努めるべく所属長等が人員の重点化や業務量に見合った適正な配置を必要とした場合等においては、所属長等のマネジメントを尊重するなど、職場の意見も配慮した勤務労働条件の適正な確保に努めること。
14. 災害時における現業職員の初動体制、勤務体制等の確立のため、必要な人員を確保するなど勤務・労働条件の改善を図るとともに適切な業務遂行に加え、現業職員の危険回避に対しても努めること。
15. 大阪府庁版「働き方改革」は、職員の質を高め、組織の生産性の向上を図りつつ、職員が制約のない柔軟な働き方ができるための取組みである。また現在は、第 1 弾の取組みを強化した第 2 弾が試行され、今後、フレックスタイム制度の導入が令和 4 年 1 月 1 日予定とされている。現業職場においては、『長時間労働を抑制』の項目以外に適応される項目が少ない状態にある。この取組みには『制約をなくし、柔軟な働き方を提案する』とあり、新たに導入予定のフレックスタイム制度の提案においては『育児・介護を行う職員への対応、ワークライフバランスの充実による職員の意欲や士気の向上、効率的な時間配分による超過勤務の縮減』が期待されるとある。現業職場には多様な勤務体制がある実態も把握し、現業職場の勤務・労働条件においてもこの取組みを活用できるよう考慮すること。
16. 新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱いについては、感染防止と仕事と家庭の両立の観点から、更に在宅勤務の拡充や職務専念義務免除の適用範囲を拡大すること。  
また、府民等と接する機会が多くある職場に従事する職員に対する健康管理は特段の注意を払うこと。
17. 本庁舎（大阪府公館含む）に係る事案については、労働条件の変更が伴う場合は、速やかに協議すること。

## II 職場環境等に関すること

18. 知事等専用車運転業務における勤務・労働条件について
  - ① 知事等専用車運転業務は「安全な運行」に加え、個々で「確実な判断」を必須とする業務であることから、適切な職場運営の充実と環境の改善を図ること。
  - ② 庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場運営の充実と環境の改善を図ること。

【要望事項】

- I. 責任を持った業務運営を直ちに執り行うこと。
  - II. 新採職員育成については、令和3年度の実態を検証したうえで必ず改善を図ること。
  - III. 勤務実態に即した人員配置及び採用を執り行うこと。
19. 守衛業務における勤務・労働条件について
- ① 守衛業務において庁舎の安心安全を図る観点から適切な職場運営の充実と職場環境の改善を図ること。

【要望事項】

- I. 庁舎管理課、総務 G、庁舎管理 G は守衛業務の職責と技能労務職での職域を把握し、適切な業務管理を執行すること。
  - II. 咲洲庁舎に従事する守衛業務のあり方を明示すること。加えて適切な業務運営を執り行うべく今後の勤務体制においても協議すること。
  - III. 守衛職の職責に相応した人員配置及び適切な採用等を執り行うこと。
20. 出先機関電話交換業務における勤務・労働条件について
- ① 電話交換業務の各職場において適切な職場運営の充実と職場環境の改善を図ること。
  - ② 電話交換職場における欠員は職員にかかる負担も大きい代替要員の適正な確保や採用等により、勤務・労働条件並びに職場環境を改善すること。加えて長期に渡る病気休暇での欠員も同様の負担を招くこととなるため、各電話交換職場の実態を調査し改善を執り行うこと。
  - ③ 電話交換職場では、働き方改革の一環で法改正され2019年4月1日施工された「有給休暇取得の義務化」において抵触している可能性がある。早急に調査し原因を明示し改善すること。
  - ④ 各電話交換手の業務は、閉鎖的な空間で執り行う職場が大半であり、休憩も同一空間で取得している現状が多い。各職場の管理者は、労働安全衛生法での快適な職場環境形成において、作業方法の改善・疲労回復のための措置、メンタルヘルス対策の面にも思慮した職場環境の充実を取り図る責任がある。このことを踏まえ、職員の意見を考慮した職場環境の改善や、適正な人員配置などによる勤務・労働条件の確保を図ること。

【要望事項】

- I. 「技能労務業務のあり方に関する基本的な考え方について」で出先電話交換業務は、府の政策判断として実施している障がい者雇用を推進するため、障がい者雇用の場として直営業務に位置付けられ必要人員が35人程度となっている。この必要人員は全体の人員を表しており、各職場における必要人員と業務量等の実態が乖離しており、必要人員等の合理的な根拠が不透明である。快適な職場を運営するためにも現場の意見を取り入れた職場運営を行うこと。
21. 動物愛護管理センター及び各支所における勤務・労働条件について
- ① 動物愛護管理センター及び各支所の業務は、動物愛護の普及啓発と飼養管理等の業務において大阪府の重責な役割を担っている。特に動物愛護管理センターは、直接的な公共サービスと府民ニーズに寄与することを最重要とした施設であり、同施設に従事する狂犬病予防技術員は動物愛護を目的として来所する府民に対し、安心安全の確保とニーズに対応すべく動物愛護の一翼を担うことが責務であると考えている。  
また、保護（捕獲）等された動物等を府民に安心して譲渡できるよう、譲渡を目的として糞等を含めた飼養管理を行うなど、府民サービス等への努力を継続して行っている。

これら業務の継承という観点を鑑み、継続的に適切な職場運営が図られるよう、更なる勤務条件の充実と改善を図ること。

- ② 庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場運営の充実と環境の改善を図ること。
- ③ 職員の健康管理、安全衛生面の徹底を図るべく、破傷風ワクチン等の接種を行うこと。
- ④ 業務内容、業務環境に配慮した被服の貸与を行うこと。

**【要望事項】**

- I. 動物愛護センター等に従事する職員の中で自家用自動車等通勤が認定されている職員が存在している。それら職員が勤務地以外へ会議や応援等での旅行命令等が発せられた場合に「職員の自家用自動車等による公務執行に関する要領」により、勤務地以外へ自家用自動車等の使用が特例承認を除き原則禁止されている。会議・応援等の旅行命令等が発せられた場合における自家用自動車等の利用について改善を求める。
22. 職場及び職務別の労働安全衛生対策を図り、心身の健康の保持・増進と疾病予防のため健康診断（人間ドッグ含む）の充実やメンタルヘルス予防対策、職場によるケア、研修・講習をさらに充実するとともに、指曲がり症や腰痛検査等については対象職員を拡大すること。
23. 現業職から一般行政職等への任用替えにおいては、非現業業務や人間関係に戸惑い、精神的ケアが必要になるほどに事態が深刻化している事例がある。任用替え対象者のメンタルヘルス対策を引き続き講じること。
24. 有害物質等が府有施設内に現存しているか庁舎し、現存していた場合は理由を付して説明し、なおかつ従事している職員の健康管理や今後の対応策について必要な措置を講じること。
25. 現業職場及び休養室の環境改善を行うこと。
26. 業務実態に対応した被服等が貸与できるよう措置を講ずること。

以上